

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暗号資産又は電子決済手段の換算等） 第四条の六 この府令の規定により作成することとされている書類中、資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産又は同条第五項に規定する電子決済手段をもって数量を表示するものがあるときは、主要な事項について当該数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に当たって採用した換算の基準を付記するとともに、当該暗号資産又は電子決済手段の名称及び概要を記載しなければならない。 2 法第二条の二及び令第一条の二十三に定めるもののほか、暗号等資産（法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下同じ。）は、この府令の規定の金銭又は取引に係る金銭とみなして、この府令の規定を適用する。ただし、この府令の規定により作成することとされている書類に記載する事項のうち貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類に記載された事項に準拠するものに係る規定の金銭又は取引に係る金銭については、法第百九十三条に規定する内閣府令の定めるところによる。 （届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の	（暗号資産の換算等） 第四条の六 この府令の規定により作成することとされている書類中、暗号資産（資金決済に関する法律第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）をもって数量を表示するものがあるときは、主要な事項について当該数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に当たって採用した換算の基準を付記するとともに、当該暗号資産の名称及び概要を記載しなければならない。 2 法第二条の二及び令第一条の二十三に定めるもののほか、暗号資産は、この府令の規定の金銭又は取引に係る金銭とみなして、この府令の規定を適用する。ただし、この府令の規定により作成することとされている書類に記載する事項のうち貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類に記載された事項に準拠するものに係る規定の金銭又は取引に係る金銭については、法第百九十三条に規定する内閣府令の定めるところによる。 （届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の

特記事項) 第十五条の二 法第十三条第二項第一号イ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 一 届出目論見書 次に掲げる事項 「イ」ハ 略 ニ 当該特定有価証券が外国通貨又は暗号等資産をもって表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号等資産の価値の変動により影響を受けることがある旨 「ホ」ヘ 略 2 「略」 (既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項) 第十五条の三 法第十三条第二項第一号ロ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 一 届出目論見書 次に掲げる事項 「イ」ロ 略 ハ 当該特定有価証券が外国通貨又は暗号等資産をもって表示さ	特記事項) 第十五条の二 「同上」 一 「同上」 「イ」ハ 同上 ニ 当該特定有価証券が外国通貨又は暗号資産をもって表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号資産の価値の変動により影響を受けることがある旨 「ホ」ヘ 同上 二 「同上」 2 「同上」 (既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項) 第十五条の三 「同上」 一 「同上」 「イ」ロ 同上 ハ 当該特定有価証券が外国通貨又は暗号資産をもって表示され
---	---

れるものである場合には、外国為替相場又は暗号等資産の価値の変動により影響を受けることがある旨

「二・ホ 略」

二 「略」

2 「略」

（届出を要する有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならぬ目論見書の特記事項）

第十六条の二 法第十三条第二項第二号イ(2)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 当該特定有価証券が外国通貨又は暗号等資産をもって表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号等資産の価値の変動により影響を受けることがある旨

二 「略」

二 「略」

2 「略」

（既に開示された有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならぬ目論見書の特記事項）

るものである場合には、外国為替相場又は暗号資産の価値の変動により影響を受けることがある旨

「二・ホ 同上」

二 「同上」

2 「同上」

（届出を要する有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならぬ目論見書の特記事項）

第十六条の二 「同上」

一 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 当該特定有価証券が外国通貨又は暗号資産をもって表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号資産の価値の変動により影響を受けることがある旨

二 「同上」

二 「同上」

2 「同上」

（既に開示された有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならぬ目論見書の特記事項）

第十六条の三 法第十三条第二項第二号ロ(2)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 一 届出目論見書 次に掲げる事項 イ 〔略〕 ロ 当該特定有価証券が外国通貨又は暗号等資産をもって表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号等資産の価値の変動により影響を受けることがある旨 ハ 〔略〕 二 〔略〕 2 〔略〕 （発行登録目論見書等の特記事項） 第十八条の十 特定有価証券に係る法第二十三条の十二第二項において読み替えて準用する法第十三条第二項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 一 発行登録目論見書 次に掲げる事項 〔イ〕ハ 略 二 当該特定有価証券が外国通貨又は暗号等資産をもって表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号等資産の価値	第十六条の三 〔同上〕 一 〔同上〕 イ 〔同上〕 ロ 当該特定有価証券が外国通貨又は暗号資産をもって表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号資産の価値の変動により影響を受けることがある旨 ハ 〔同上〕 二 〔同上〕 2 〔同上〕 （発行登録目論見書等の特記事項） 第十八条の十 〔同上〕 一 〔同上〕 〔イ〕ハ 同上 二 当該特定有価証券が外国通貨又は暗号資産をもって表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号資産の価値の変
--	--

の変動により影響を受けることがある旨
「ホ」ト 略
「二・三 略
略」

動により影響を受けることがある旨
「ホ」ト 同上
「二・三 同上
同上」

第六号の五様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【発行者名】(2)

【代表者の役職氏名】(3)

【主たる事務所の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【届出の対象とした募集（売出）内国~~有~~価証券投資事業権利等に係る組合等の名称】

【届出の対象とした募集（売出）内国~~有~~価証券投資事業権利等の金額】(4)

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

[第一部・第二部 略]

(記載上の注意)

[(1)～(16) 略]

(17) 組合等の仕組み

a [略]

b 組合等及び組合等の関係法人（資産の運用を行う者（以下この様式において「資産運用会社」という。）又は投資顧問会社、資産保管会社（暗号等資産の管理を行う者を含む。）、一般事務受託者、組合の管理会社、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。）の名称及び運営上の役割並びに関係業務の内容（組合等が関係法人と締結している契約等の概要を含む。）について分かりやすく記載すること。

c [略]

[(18)～(20) 略]

運用 組合 [] の証券投資に関する

第六号の五様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【発行者名】(2)

【代表者の役職氏名】(3)

【主たる事務所の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【届出の対象とした募集（売出）内国~~有~~価証券投資事業権利等に係る組合等の名称】

【届出の対象とした募集（売出）内国~~有~~価証券投資事業権利等の金額】(4)

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

[第一部・第二部 同左]

(記載上の注意)

[(1)～(16) 同左]

(17) [同左]

a [同左]

b 組合等及び組合等の関係法人（資産の運用を行う者（以下この様式において「資産運用会社」という。）又は投資顧問会社、資産保管会社（暗号資産の管理を行う者を含む。）、一般事務受託者、組合の管理会社、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。）の名称及び運営上の役割並びに関係業務の内容（組合等が関係法人と締結している契約等の概要を含む。）について分かりやすく記載すること。

c [同左]

[(18)～(20) 同左]